

議第71号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、令和3年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
県営かんがい排水事業	彦根市	48,618,000	283,000	48,901,000
	長浜市	14,300,000	△ 3,716,000	10,584,000
	近江八幡市	1,431,000	246,000	1,677,000
	草津市	94,500,000	45,000,000	139,500,000
	守山市	35,200,000	32,000,000	67,200,000
	甲賀市	3,525,000	△ 157,000	3,368,000
	湖南市	4,725,000	491,000	5,216,000
	高島市	18,750,000	18,900,000	37,650,000
	東近江市	24,447,000	19,071,000	43,518,000
	米原市	11,700,000	△ 3,900,000	7,800,000
	愛荘町	2,781,000	2,966,000	5,747,000
	豊郷町	647,000	457,000	1,104,000
	甲良町	7,979,000	3,192,000	11,171,000
	多賀町	9,130,000	1,235,000	10,365,000
計	287,333,000	116,068,000	403,401,000	
県営経営体育成基盤整備事業	大津市	4,000,000	△ 1,250,000	2,750,000
	彦根市	5,500,000	21,596,000	27,096,000
	長浜市	6,062,000	16,699,000	22,761,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	栗東市	7,800,000 ^円	11,000,000 ^円	18,800,000 ^円
	東近江市	14,637,000	21,582,000	36,219,000
	米原市	2,200,000	11,000,000	13,200,000
	計	40,199,000	80,627,000	120,826,000
県営農地防災事業	大津市	18,700,000	9,900,000	28,600,000
	彦根市	2,226,000	173,000	2,399,000
	長浜市	18,000,000	24,000,000	42,000,000
	近江八幡市	11,000,000	△ 6,050,000	4,950,000
	甲賀市	3,675,000	2,540,000	6,215,000
	高島市	28,600,000	6,600,000	35,200,000
	東近江市	50,000	△ 28,000	22,000
	米原市	2,975,000	△ 1,830,000	1,145,000
	多賀町	4,924,000	384,000	5,308,000
	計	90,150,000	35,689,000	125,839,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

令和3年10月8日議決の「県が行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第142号）」の金額を改めようとするものである。